

ニューヨークにおける非正規移民 Undocumented migrants in New York

加藤 丈太郎（早稲田大学大学院アジア太平洋研究科博士後期課程）
KATO Jotaro (Graduate School of Asia Pacific Studies, Waseda University)

キーワード 非正規移民、DACA、TPS、ニューヨーク

1. 研究背景と研究目的

米国には約 1,100 万人の非正規移民が存在し、うちニューヨーク市には米国最大の 499,000 人の非正規移民がいると推計されている。西海岸にはメキシコ系非正規移民が集中しており、既に研究の蓄積（小井土、2014 など）がある一方で、東海岸を対象とした研究（Smith、2006 など）は限られている。2018 年 8 月から 2019 年 2 月までニューヨーク市を中心に調査を行った。

本研究のリサーチクエストは 2 点である。1) 米国において非正規移民は不利な環境の中、どのように生活しているのか。何が彼・彼女らを支えているのか。（非正規移民の「日常生活」とは）2) 米国ではどのように非正規移民が生み出されているのか（非正規移民を生み出す「メカニズム」とは）。

米国における非正規移民研究から、「法」による「不法性の生産」（De Genova、2004）、「政治体制」（Cvajner and Tsuda、2004）、「移住産業」（Hernandez、2005）の 3 つの概念を見出し、特に 2 つ目のリサーチクエストに答えるために用いた。

2. 研究方法・研究対象

質的研究（インタビュー・参与観察）を行なった。インタビューは非正規移民 33 名（法的保護がない者 8 名（元非正規移民を含む）、DACA (Deferred Action for Childhood Arrivals) 21 名、TPS (Temporary Protected Status) 4 名) を対象とした。国籍は中南米を中心に、アジアも含め 12 カ国に及んだ。居住地はニューヨーク市を中心に、隣接する市、州の者を一部含む。質問項目は、①入国経緯、②就労、③家族、④教育、⑤社会関係資本、⑥帰属から構成した。非正規移民の背景を理解するために、専門家 14 名（研究者、弁護士、移民支援団体、政治家等）へインタビューを行った。インタビュー対象者を探す過程で 2 つの移民支援団体の活動に参加し、参与観察をした。

3. 予備研究結果・考察

(1) 日常生活

非正規という状況に置かれていても、いずれも就労し、TIN（納税者番号）を持ち、税金を納めていた。非正規移民が全米人口の 3% を占める中、非正規移民の就労は公然の事実となっている側面がある。

アメリカは出生地主義を取っているため、米国生まれの子どもは米国籍となる。1.5 世が DACA を取得する場合もある。すると、一つの家族に、法的保護を有さない非正規移民（親）・DACA（長子）・米国市民（末子）と 3 つの地位が混ざる「混合地位家族」（Mixed Status Family）が生まれる。英語が話せ、就労および車の運転が可能な DACA の 1.5 世に負担が集中する場合がある。例えば、親を就労先に車で送るために、大学の授業を度々休み、卒業が遅れているという事例が聞かれた。DACA の 1.5 世は短大を経て大学に編入を果たすケースが多く見られた。一方、親や米国市民の兄弟を食べさせることに追われ、進学を中断している者もいた。法的保護を有さない 1 世、TPS の者はほとんど英語が分からず、英語力の差は DACA の 1.5 世が築いている社会関係資本との差ともなって表れていた。

TPS は一時的な措置のはずだが、長い者では 20 年その地位を更新し、初期高齢者となっている者も存在した。滞在の長さは母国から米国へと彼・彼女らの帰属意識を変化させていた。また、法的地位の不安定さにかかわらず、男性では「海軍、警察などの仕事に就きたいと思っていた」と回答した者が複数存在した。DACA の者に、一時的なメキシコへの帰還を可能とした DACA Advanced Parole は、彼・彼女らにメキシコへの帰属感をもたらすのに十分効果をあげていた。

(2) メカニズム（「法」・「政治体制」・「移住産業」の概念から）

非正規移民は不法入国をしている場合でも、罰金を払えば family sponsorship によって救済される可能性があった (245I)。しかし、2001 年 4 月に 245I が廃止された。1986 年の移民改革・管理法によるアムネ스티以後、2000 年代に Dream Act の制定も目指されたが実現せず、「法」がないままに非正規移民が生み出され続け、「不法」状態から逃れられない状況が続いている。

オバマ前政権からトランプ政権に政治体制が変わり、トランプは DACA を「政治体制」の変化後、廃止しようとした。しかし、裁判所によってその決定は差し止められている。ニューヨーク市議会議員は「国の移民法が壊れているために、州・市レベルで出来ることをやっている」と話す。ニューヨーク州・市レベルでは、滞在資格にかかわらず非正規移民に一定の権利を認めている。2019 年 1 月、大学進学に奨学金を与える NYS Dream Act が成立した。さらに、運転免許証が持てる Green Light NY の成立が目指されている。ニューヨーク市では、身分証明証 ID NYC を持つことができ、市警に連行されるリスクから解放された。しかし、奨学金、運転免許証、身分証明証があっても強制送還の危機から逃れられるわけではない。

移民支援団体は自ら弁護士を雇用している場合もあり、「移住産業」の一角を成している。そして、DACA、TPS にその資源を集中させ、運動を形成していた。しかし、DACA、TPS は非正規移民の 1 割に過ぎない。

(3) 「日常生活」と「メカニズム」（二つのリサーチクエスションの関連から）

非正規移民は、非正規のままであっても米国において日常生活を営んでいた。さらに、国レベルでの法改正はないものの、州・市レベルでは、非正規移民が日常生活を送りやすくするための施策が講じられてきた。しかし、州・市、移民支援団体が善意で取り組んでいる施策や運動は、DACA、TPS を中心とした者の部分的な救済に留まり、非正規移民がいつまでも「不法」から抜け出せない状態を生み出している側面もなかろうか。トランプ政権が規制を強化しても、非正規移民は引き続き入国している。新たな非正規移民は DACA、TPS に申請できない。根本的な法改正なしには、日常生活への支援が受けられない非正規移民が増え続ける状況が想定される。

参考文献

- 小井土彰宏、2014、「グローバリズムと社会的排除に抗するアメリカでの非正規移民運動—監視機構の再編と新自由主義的排除メカニズムへの対抗戦略の諸相」『社会学評論』65(2)、pp.194-209.
- Cornelius, Wayne A. and Tsuda, Takeyuki 2004 *Controlling Immigration: A Global Perspective*. Stanford University Press.
- De Genova, Nicholas 2004 “The Legal Production of Mexican migrant ‘illegality’” *Latino Studies* 2(2) pp.160-185.
- Hernandez-Leon, Ruben 2005 “The Migration Industry in the Mexico-US Migratory System” California Center for Population Research.
- Smith, Robert 2006, *Mexican New York: Transnational Lives of New Immigrants*, Univ of California Press.